

山鹿市一般職の職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月22日

山鹿市長 早田順一

## 山鹿市規則第42号

### 山鹿市一般職の職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

山鹿市一般職の職員の給与に関する規則（平成17年山鹿市規則第42号）の一部を次のように改正する。

第30条第1項第1号中「100分の124」を「100分の126.5」に、「100分の315」を「100分の322.5」に、「100分の148」を「100分の150.5」に、「100分の375」を「100分の382.5」に改め、同項第2号中「100分の112.5」を「100分の115」に、「100分の124」を「100分の126.5」に、「100分の133.5」を「100分の136」に、「100分の148」を「100分の150.5」に改め、同項第3号中「100分の101」を「100分の103.5」に、「100分の121」を「100分の123.5」に改め、同項第4号中「100分の92.5」を「100分の95」に、「100分の111.5」を「100分の114」に改める。

第30条の2第1項第1号中「100分の51.5」を「100分の54」に、「100分の61.5」を「100分の64」に改め、同項第2号中「100分の48」を「100分の50.5」に、「100分の58」を「100分の60.5」に改め、同項第3号中「100分の46」を「100分の48.5」に、「100分の56」を「100分の58.5」に改める。

第30条の3第1号中「100分の87.5」を「100分の90」に、「100分の262.5」を「100分の270」に改め、同条第2号中「100分の77.5」を「100分の80」に改め、同条第3号中「100分の71」を「100分の73.5」に改める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の山鹿市一般職の職員の給与に関する規則の規定は、令和7年12月1日から適用する。